

共謀罪（テロ等準備罪）クイズ 初級編 3 問題

問1 日本の刑法には、「思想ではなく行為を罰する」という大原則がある。

<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
-----------------------	-----------------------

問2 「思想ではなく行為を罰する」という大原則にも例外はある。

<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
-----------------------	-----------------------

問3 共謀罪（テロ等準備罪）法案が刑法の大原則を崩すことはない。

<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
-----------------------	-----------------------

問4 共謀罪（テロ等準備罪）法案で想定されている「組織的犯罪集団」は、テロリスト集団や暴力団、薬物犯罪を繰り返す犯罪組織など、凶悪な犯罪集団に限られる。

<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
-----------------------	-----------------------

問5 計画したことが犯罪になると知らなかった場合は、どうなるか？

<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
-----------------------	-----------------------	-----------------------

共謀罪(テロ等準備罪)クイズ 初級編 3 答えと解説

問1 ○

犯罪を実行しようと考えても、実際に犯罪を犯して被害が生じなければ罰しないということです。社会に具体的な被害を及ぼさないのに、考えただけで罰するとしたら、重大な人権侵害を起こすことになるからです。

問2 ○

殺人や放火など重大な犯罪には、犯罪に着手したが被害に至らない段階を処罰する未遂罪や、犯罪実行の準備が整った段階を処罰する予備罪があります。そして、ごく例外的に、内乱陰謀罪、爆発物使用共謀罪など、甚大な被害が生じる犯罪を複数の人が共同で行おうと合意した段階で罰するものがあります。

問3 ×

この法案は、未遂でも予備でもないもっと手前の段階で、複数の人が犯罪を犯そうと計画した(と見なした)ら罰することを、例外的にではなく、数百に及ぶ広範な犯罪に適用しようとしています。これまで例外的だったことが普通になるので、大原則は根底から覆ります。

問4 ×

法案に列挙された犯罪を実行することを「共同の目的」とする団体が「組織的犯罪集団」となります。列挙された犯罪は280を超えている上、テロ行為や薬物、人身売買とは関係のない一般的な罪が多いので、一般の団体でも「組織的犯罪集団」と見なされるおそれがあります。

問5 罰せられる

法律を知らなくてもそれで罪が軽くなることはありません。